地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨を規定。
 - (※)包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - •地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、 令和元年度は208自治体が事業を実施している。

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
- 〇 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
- <最終とりまとめで示された方向性>
- 本人・世帯が有する複合的な課題(※)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、 市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
 - Ⅰ 断らない相談支援 Ⅱ 参加支援 Ⅲ 地域づくりに向けた支援
 - (※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)

世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)

筀

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- ○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間の二一ズへの対応が困難。

- (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と 育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。 〇このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

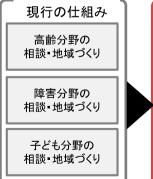
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- ○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を 構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、 I ~ Ⅲの支援は必須
- 〇新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208 新たな事業の全体像 I 相談支援 Ⅱ 参加支援 包括的な 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用 相談支援の体制 既存の取組では対応できない狭間の二─ズにも対応 (既存の地域資源の活用方法の拡充) 就労支援 見守り等居住支援 (狭間の二一ズへの 属性や世代を問わない相談の受け止め 対応の具体例) 多機関の協働をコーディネート アウトリーチも実施 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない ひきこもり状態の者を受け入れる 等 Ⅰ~Ⅲを通じ、 ・継続的な伴走支援 ・多機関協働による Ⅲ 地域づくりに向けた支援 支援を実施 住民同士の顔の見える関係性の育成支援 ⇒新たな参加の場が生ま ■世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 れ、地域の活動が活性化 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を 円滑に行うことを可能とするため、国の財政支 援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各 制度の関連事業について、一体的な執行を行



属性・世代を 問わない

重層的支援体制

生活困窮分野の 相談・地域づくり 相談・地域づく りの実施体制

- ※ I ~ Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
- (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

「必要な支援を包括

的に確保する」とい

生活困窮

高齢者

地域包括ケアシステム

「地域医療介護確保法第2条]

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センタ

「必要な支援を包括的 に確保する」という理念 を普遍化.

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】 基幹相談支援センター 等 ○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- 高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
- ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- いわゆる「ごみ屋敷」
- ・ 障害の疑いがあるが手帳申請を拒否

子ども・子育て 家庭

地域子育て支援拠点

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】 子育て世代包括支援センター

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり